

平成30年度 第7回牧区地域協議会 次第

日時：平成31年1月22日（火）

午後6時30分～

会場：牧区総合事務所301会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 牧診療所の体制について
 - (2) 諮問除外事項について …資料1
 - (3) 事務事業評価の実施について …資料（当日追加）
- 4 協議事項
 - (1) 平成31年度地域活動支援事業の採択方針について …資料2
- 5 その他
- 6 閉 会

牧区地域活動支援事業の見直しについて

○現在の傾斜配分について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択された事業の補助希望額が、牧区の配分額を超えた場合、地域協議会委員による共通審査基準の採点により100%～70%の傾斜配分をする。 (牧区の配分額を超えない場合は、傾斜配分に寄らず100%補助となる) ・ 傾斜配分により決定された補助金の合計が、当該年度の牧区の配分額を超える場合には、傾斜配分された補助金額に応じて案分し、採択された全事業から減額する。
問題点	傾斜配分した結果、牧区の配分額に残が生じる可能性があるが、配分額を調整する方法がない。

○補助金額調整方法の見直しについて

見直し案	<p>現行の傾斜配分を行った結果、牧区の配分額に残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて案分し、補助希望額を超えない範囲で加算、または2次募集等について協議する。(別添資料参照)</p>
------	---

牧区の採択方針等新旧対照表

牧区の採択方針等【変更後】	牧区の採択方針等【変更前】
<p>1 採択方針</p> <p>(1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。</p> <p>(適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業 ・雇用の促進に寄与する事業 ・産業振興に寄与する事業 ・健康増進に寄与する事業 ・少子高齢化対策に寄与する事業 ・環境保全に寄与する事業 ・安全・安心活動に寄与する事業 ・生活環境の維持・向上に寄与する事業 ・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業 ・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業 <p>(2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</p> <p>2 補助率及び補助限度額</p> <p>(1) 補助金額の上限は100万円とし、補助率は原則100%とする。</p> <p>(2) 補助金額の合計が牧区への配分額を上回った場合は、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額する。</p> <p>3 提案事業の審査と決定</p> <p>(1) 牧区地域協議会委員による聞き取り調査を行い、その後の会議（審査会）において審査、採択等を決定する。</p> <p>(2) 採択は「基本審査」、「牧区の採択方針」及び「共通審査基準」それぞれの結果を踏まえ、総合的に判断する。</p> <p>(3) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。</p> <p>【審査方法及び採択基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、委員の半数以上が適合（○）と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点を行わない。 ・共通審査項目は、各項目それぞれ12点（ただし、②必要性は16点）の5項目の合計が64点満点とし、傾斜配分により減額を行う。 ・傾斜配分は各委員の平均点が54点以上は100%、41点以上は90%、28点以上は80%、28点未満は70%を基準とする。 ・共通審査基準の採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて減額する。残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて、補助希望額を超えない範囲で加算、または2次募集等について協議する。 	<p>1 採択方針</p> <p>(1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。</p> <p>(適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業 ・雇用の促進に寄与する事業 ・産業振興に寄与する事業 ・健康増進に寄与する事業 ・少子高齢化対策に寄与する事業 ・環境保全に寄与する事業 ・安全・安心活動に寄与する事業 ・生活環境の維持・向上に寄与する事業 ・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業 ・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業 <p>(2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</p> <p>2 補助率及び補助限度額</p> <p>(1) 補助金額の上限は100万円とし、補助率は原則100%とする。 （ただし、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額する。）</p> <p>(2) 共通審査基準採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は一律減額し、それに満たなかった場合は地域協議会において2次募集の実施等について協議を行う。</p> <p>3 提案事業の審査と決定</p> <p>(1) 牧区地域協議会委員による聞き取り調査を行い、その後の会議（審査会）において審査、採択等を決定する。</p> <p>(2) 採択は「基本審査」、「牧区の採択方針」及び「共通審査基準」それぞれの結果を踏まえ、総合的に判断する。</p> <p>(3) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。</p> <p>【審査方法及び採択基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、委員の半数以上が適合（○）と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点を行わない。 ・共通審査項目は、各項目それぞれ12点（ただし、②必要性は16点）の5項目の合計が64点満点とし、傾斜配分により減額を行う。 ・傾斜配分は各委員の平均点が54点以上は100%、41点以上は90%、28点以上は80%、28点未満は70%を基準とする。